

特記仕様書

第1条（総則）

1. 本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」によるものとする。

第2条（現場責任者）

1. 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から7日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

- (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ハ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第3条（交通誘導警備員等）

1. 本業務においては、交通整理の必要日数として、10日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計10名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員Bを合計20名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

交通誘導警備員Aとは、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。

交通誘導警備員Bとは、警備業法第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。

2. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。

また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

第4条（安全教育等）

1. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本業務内容等の周知徹底

- (3) 業務安全に関する法令，通達，指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他，安全・訓練等として必要な事項
2. 受注者は，安全教育，安全訓練等の実施状況について，「安全訓練等実施報告書」により，監督員に提出しなければならない。

第5条（施工管理等）

1. 作業状況写真は，同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。
2. 各回完了時には，監督員の立会を受けること。

第6条（事故報告書）

1. 受注者は，業務の履行中に事故が発生した場合には，被害者の救助を優先するとともに，二次災害を防止するための必要な措置を講じ，監督員及び関係機関に直ちに通報し，監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに，提出しなければならない。

第7条（委託の検査）

1. 受注者は，業務を完了したときは，業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。
なお，業務の完了を監督員が確認するまで，業務完了報告書を提出することができない。
 - (1) 工程表
 - (2) 出来高数量表
 - (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面，数量計算書等）
 - (4) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
 - (5) 各種申請書・許可証，契約書（写）
 - (6) 打合せ簿
 - (7) 作業記録
 - (8) 記録写真
 - (9) 安全訓練等の記録
 - (10) その他監督員が必要と認めた書類